

JAB RL204-2008 改 4 改定概要（新旧対比票）

No.	頁、項	新	旧	理由
1	1p、表題	認定範囲、申請方法及び審査手順（試験所用）	認定範囲の定め方及び認定範囲の審査の手順	明確化
2	3p、1.1	<u>試験所に適用し、校正機関には適用しない。</u>	（未規定）	適用範囲の明確化、追加説明
3	3p、1.2	<u>「試験所が申請する場合の条件」と「審査方法」</u>	認定範囲を審査する手順	
4	3p、1.3	<u>特定の「試験」(test)</u> <u>一般的な「試験の種類」(type of test)</u>	「試験」(test)又は「試験の種類」(type of test)	追加説明
5	3、2.d)	<u>「試験」：認定を申請しようとしている特定の試験方法。規格で規定された試験方法又は特定の所内試験法(in-house method)等をいう。</u> <u>以下「試験」に統一</u>	試験方法：試験の種類の中の統一されたバリエーション。例えば試験の規模、マトリックスまたは製品に関連し、統一したものにすることができる。試験方法の規格又は所内試験法(in-house method)などをいう。	試験方法 「試験」と定義
6	4p、a)	<u>DACH 文書</u>		参照文献の修正
7	4p	-	4. 試験分野 4.1 認定範囲 を削除	不明確、不必要
8	4p	<u>4. 本協会の認定範囲分類</u>	4.2 本協会の認定範囲	4.1 削除・繰り上げ
9	4p、5.1.1	まず認定範囲とする「試験」を決め、この「試験」が規格で規定された「試験」であればその規格名で申請する。 <u>但し、申請する規格が、JIS 規格、国際規格又は法令に規定された「試験」のいずれでもない場合（例えば、ある業界が認めた「試験」）は、上記 JIS 等の規格に準じている必要があり、準じているとする根拠・内容の説明を要する。</u> 規格名で申	まず試験方法を決め、規格に規定された方法であればその規格名で申請する。規格名で申請されたときは、その規格に含まれる全ての規定を審査する。従って規格内のすべての試験を行う能力があるときには規格名のみで良いが、その内の一部を適用する場合（例えば設備、設備能力及び標準物質がない、並びに技術者の技術領域が限られてい	明確化

No.	頁、項	新	旧	理由
		<p>請されたときは、その規格に含まれる全ての「<u>試験</u>」について審査する。<u>規格の一部の「試験」のみ</u>を申請する場合（例えば<u>規格の全てをカバーする設備を所有していない</u>、設備能力及び標準物質がない場合、並びに技術者の技術領域が限られている場合）は、適用しない「<u>試験</u>」の項目番号を「除く」と記載するか、又は適用する項目番号を記載（<u>限定</u>）して申請する。<u>限定申請の場合は、申請された項番号の「試験」のみを審査する。</u>但し、携帯電話のプロトコル試験については JAB RL208「携帯電話のプロトコル試験に係る認定範囲の定め方」によることができる。また設備能力の限界あるいは分析の限界を記入する。もし認定証に記載された内容から変更が生じる場合は拡大申請又は変更届を提出しなければならない。本協会は届けられた内容を検討し、<u>現地審査が必要となる「拡大」扱いとするか、又は現地審査を必要としない単なる「変更」扱いとするのか</u>を検討し決定し、試験所に対応法を回答する。</p>	<p>る場合、適用しない試験方法の項目番号を「除く」と記載するか、又は適用する項目番号を記載する。ただし、携帯電話のプロトコル試験については JAB RL208「携帯電話のプロトコル試験に係る認定範囲の定め方」によることができる。また設備能力の限界あるいは分析の限界を記入する。校正の場合、最高測定能力を記入することによって方法の適用の限界を明らかにする。もし認定書に記載された内容から変更が生じる場合は拡大又は変更の届けをしなければならない。拡大届けが提出された場合、本協会は届けられた内容を検討し、審査を必要とする拡大扱いか、又は単なる変更扱いなのかを検討し決定し、試験所に対応法を回答する。</p>	
10	5p、5.1.2	<p>所内（<u>申請しようとする試験所</u>）で開発された「<u>試験</u>」又は他所（<u>申請しようとする試験所以外</u>）で開発された「<u>試験</u>」で申請する場合は、その所内で登録された「<u>試験</u>」の識別番号と名称により申請する。同時に JIS 規格、国際規格又は法令に規定された「<u>試</u></p>	<p>所内で開発された方法又は他所で開発された方法を申請する場合は、その所内で登録された試験方法の識別番号と名称により申請する。同時に JIS 規格、国際規格又は法令に規定された技術基準との関連を明確にしたそれらの規格名を情報として</p>	明確化

No.	頁、項	新	旧	理由
		<p><u>験</u>との関連を明確にした文書及びそれらの規格名を情報として提出する。</p>	<p>提出する。</p>	
11	5p、 5.2.1	<p><u>「試験」(5.1の方法)で認定された試験所</u>では、新たに開発した<u>「試験」</u>を拡大申請し、認定されない限り認定された<u>「試験」</u>とはならない。</p> <p>ノンルーチンの試験所 (<u>通常決まった「試験」以外で試験を行う試験所</u>) 又は開発型の試験所 (<u>「試験」を開発しながら試験を行う試験所</u>) は<u>「試験」</u>の特定が申請段階では難しい。</p> <p>また規模の大きな試験所は<u>「試験」</u>が多数ある。その場合、認定審査に要する審査時間や費用が膨大になるので、実際の審査は代表的な<u>「試験」</u>を現地審査し、その結果が良ければ、<u>実際には実施審査を行わなかった「試験」</u>についても、試験を行う能力があると認めることになる。</p> <p><u>それを回避するために</u>、「試験の種類」毎に試験を行う能力を審査し、その能力を認める方が<u>現実的であり、ノンルーチンの試験所や</u>開発型の試験所の認定が可能である。また、大型の試験所に対してもより確実にその試験所の能力を確認することができる。</p> <p>本協会は、<u>「試験」</u>毎の認定のほかに、開発型又は規模の大きな試験所が希望する場合には、「試験の種類」による認定を行っている。</p>	<p>ノンルーチンの試験所又は開発型の試験所は試験方法の特定が申請段階では難しい。5.1の方法では新たに開発した試験方法を拡大申請しない限り認定されない。また規模の大きな試験所は試験方法が膨大な数になる。その場合 5.1の方法は審査の時間や費用も膨大になるので、実際の審査は代表的な試験を現地審査し、その結果を用いて、実施試験をしない他の試験方法についても、試験を行う能力があると認めていくことになってしまう恐れがある。それよりもむしろ、「試験の種類」毎に試験の能力を審査し、能力を認める方が、開発型の試験所の認定が可能であるし、大型の試験所に対してもより確実にその試験所の能力を確認することができるだろう。本協会は、試験方法毎の認定に加え、開発型又は規模の大きな試験所が希望する場合には、「試験の種類」による認定をする。</p>	<p>明確化</p>

No.	頁、項	新	旧	理由
12	6p、 6.1.2	<p>a) <u>「試験の種類」の記入方法</u>：本協会が定めた「試験の種類」(表1)に従う。表題に JAB RL205 の分類番号及び規格の記号を記入する。</p> <p>b) <u>様式1の表第1列の規格の記号 / 発行年 / 所内試験方法 / 版の記載方法</u></p> <p>規格に規定された「試験」の場合：規格に規定された「試験」については、その規格の記号を記載する。</p>	<p>a)試験の種類：本協会が定めた「試験の種類」(表1)に従う。JAB RL205 の分類番号及び規格の記号を記入する。</p> <p>b)規格に規定された試験方法：規格に規定された試験方法に関しては、その規格の記号を記載する。</p>	明確化
13	7p、 6.1.4	<p><u>6.1.4 添付3「試験の種類」を申請した試験所の「試験の種類」管理職員の登録に使用する様式3</u></p> <p><u>8.1 項を移動</u></p> <p><u>「試験の種類」管理職員の登録票は添付4（様式3-記入例1「試験の種類」管理職員の登録票）の記載例を参考に記入する。</u></p>	-	項追加 8.1 項を移動
14	7p、 6.2.2	<p>「試験の種類」によって申請する試験所の資格以下の <u>a),b),c)及び d)又は a)及び d)</u>が満たされていれば、申請可能である。</p> <p>a)申請した「試験の種類」あたり合計6個以上の異なる試験を実施しているか、発行済みの試験報告書（ノンルーチン試験所の場合）を備えている。</p> <p>b)「試験の種類」<u>で申請した時に、規格外の「試験」も採用できる事を示す妥当性確認の文書化した手順をもつ。</u></p>	<p>「試験の種類」によって申請する試験所の資格以下の3項目全てが満たされていれば、申請可能である。</p> <p>a)申請した「試験の種類」あたり合計6個以上の異なる試験を実施しているか、発行済みの試験報告書（ノンルーチン試験所の場合）を備えている。</p> <p>b)「試験の種類」の妥当性確認（バリデーション）手順をもつ。</p> <p>c)該当する試験の妥当性確認（バリデーション）</p>	明確化

No.	頁、項	新	旧	理由
		<p>c) <u>規格外の試験を含む場合、該当する試験の妥当性確認の記録をもつ。</u></p> <p>d) <u>規格で規定された「試験」の場合は特定の規格を試験所が採用できることを示す検証の記録をもつ。</u></p>	<p>の記録をもつ。</p>	
15	7p、 6.3.2	<p>「試験の種類」による審査の一般チェックリストと個別技術チェックリストで審査を行う。このチェックリストには、少なくとも、審査員名及び審査の日付を記入する。化学試験の場合は JAB RL355 に記述された妥当性確認（バリデーション）の方法を審査に使用する。<u>機械試験の場合、5.4.2 項の試験規格採用時の検証の項を及び適用される場合は JIS Q 17025 5.4.5 項の方法の妥当性確認を用いて審査を行う。</u></p>	<p>「試験の種類」による審査の一般チェックリストと個別技術チェックリストで審査を行う。このチェックリストには、少なくとも、審査員名及び審査の日付を記入する。化学試験の場合は JAB RL355 に記述された妥当性確認（バリデーション）の方法を審査に使用する。</p>	機械試験を追記
16	8p、 6.3.3	<p><u>6.3.3 「試験の種類」を申請した試験所の「試験の種類」管理職員の能力の評価</u> <u>試験所から提出された「試験の種類」管理職員の登録票（添付 3 - 様式 3）、履歴簿（「試験の種類」に対する詳しい経験、関連する技術に関する経験の他、学歴、職歴を含めた履歴簿）及び下記 8.2b) の妥当性確認実績と合わせて評価し合否を決める。</u></p>	<p>「試験の種類」に責任ある試験所の技術者を、表 3 「試験の種類」管理職員の登録票で評価する。</p>	明確化

No.	頁、項	新	旧	理由
17	8p、 6.3.4	<p><u>6.3.4 「試験の種類」を申請した試験所の審査の評価基準</u></p> <p>b)<u>規格外の試験方法の最大6件</u>について妥当性確認記録を確認する。</p> <p>d) <u>規格試験だけの場合は6.2.2のd)項の注)に基づき提出された一覧表から少なくとも「試験の種類」毎に6件の確認を行う。</u> 追加記載</p>	<p>8.2 「試験の種類」を申請した試験所の審査の手順と条件</p> <p>b)その6件について妥当性確認(バリデーション)書を確認する。</p>	8.2 から移動
18	15p、	様式1： 追加		
19	17p、 添付3	<p><u>添付3 「試験の種類」で認定を申請する場合に使用する様式3</u></p> <p>様式3 「試験の種類」管理職員の登録票 (「試験の種類」毎に作成する)</p> <p><u>記入欄 内容 に二分化</u></p>	<p>表3 「試験の種類」管理職員の登録票 (各試験の種類毎に作成する) 評価点欄は記入例を示す</p> <p>評価点</p>	
20	18p、 添付4	<p><u>添付4 様式3 - 記入例1 「試験の種類」管理職員の登録票</u> (各試験の種類毎に作成する)</p>		記入例を追加